

# 処方・調剤・保険請求の

## Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて  
疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞  
かれて困ったこと、医師に疑  
義照会して対応したがいまひとつ納  
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問  
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ  
さい。要項は49頁にあり  
ます。なお、回答は本誌に掲載す  
ることによってのみ行います。電話や  
ファクシミリによる回答はご容赦くださ  
い。また、特殊なケースの質問は、採用されない  
こともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** これまで薬局間での麻薬の譲渡は認められて  
いませんでしたが、法律が改正され、一定の  
条件の下で譲受が可能になったと聞きました。どのよ  
うにすれば、薬局間で麻薬を譲渡することができるの  
ですか。 (匿名希望)

**A** 麻薬及び向精神薬取締法施行規則が一部改正  
され(2007年8月13日 厚生労働省令第106  
号)、2007年9月1日より、特例的に麻薬小売業者間  
(すなわち、薬局間)での麻薬の譲渡・譲受が可能とな  
りました。ただし、譲渡・譲受の実施に当たっては、  
許可申請や各種手続きが必要であるほか、いくつかの  
留意事項を守らなければなりません。

以下、その概要について簡単に説明します。また、本  
件については、地方厚生支局のホームページ内 (<http://www.nco.go.jp/report/yakkyoku.html>) でも紹介  
されていますので、参考にしてください。

### 1. 背景、趣旨

麻薬の取り扱いについては、麻薬小売業者の許可を  
受けた薬局(以下、麻薬小売業者)に限られています。  
そして、これまでは麻薬小売業者間での麻薬の譲渡は  
認められていませんでした。

しかし、在宅医療の推進において、疼痛緩和のため、  
麻薬が適切・円滑に患者へ提供される必要性が高まっ  
ています。その一方で、麻薬小売業者における麻薬の  
在庫不足により、「急な麻薬処方せんに対応できない」  
といった問題が指摘されていたことから、これらの問  
題に対応するため、特例的な措置として今回の省令改

正が行われました。

ただし、今回の改正は、麻薬の在庫不足の場合に限  
り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受  
することを可能としたものであって、それぞれの麻薬  
小売業者が「必要な麻薬を備蓄すべき」という考え方は  
従来通りであることに十分留意するよう求められてい  
ます。

### 2. 許可申請

麻薬小売業者間で麻薬を譲渡・譲受するためには、  
地方厚生(支)局長あてに、所定の様式を用いて、譲  
渡・譲受する2以上の麻薬小売業者が共同で許可申請  
書を提出しなければなりません。

これを受けて、地方厚生(支)局長からは、譲渡の有  
効期間や条件が記載された譲渡許可書が、申請した当  
該麻薬小売業者(以下、許可業者)にそれぞれ交付され  
ることになります。譲渡許可書は3年間保存します。

また、共同で許可申請を行ういずれの麻薬小売業者  
も、当該免許にかかる麻薬業務所の所在地は「同一の  
都道府県の区域内」でなければなりません(図1)。

### 3. 各種手続き

許可業者間における麻薬の譲渡に当たっては、麻薬  
小売業者に対する行政監視の実効性を担保する観点か  
ら、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止  
するために、地方厚生(支)局長から必要最小限度の条  
件が付されます。

具体的な内容は、地域の実情やケースに応じて異な  
るかもしれませんが、厚生労働省の課長通知において、  
以下の例が参考として示されています。

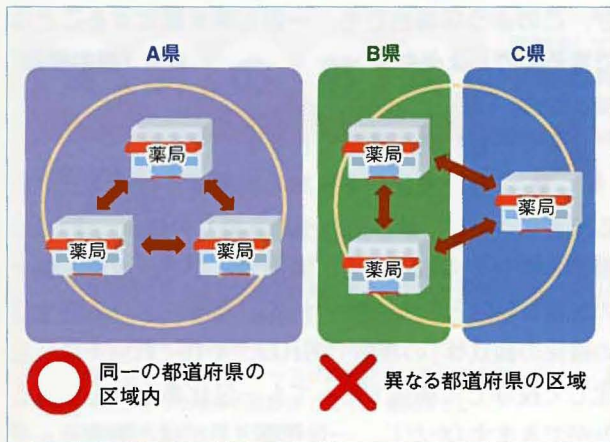


図1 業務所の所在地

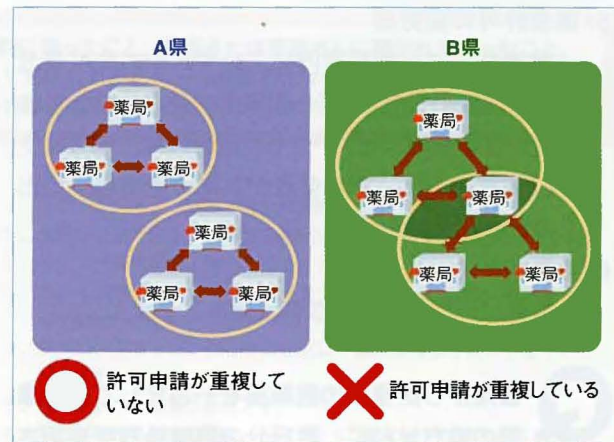


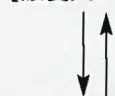
図3 許可申請の制限



図2 譲渡・譲受の際の必要書類

(1) 譲渡・譲受の際の必要書類(図2)

【譲受人が交付】麻薬処方せんの写し、譲受確認書※



【譲渡人が交付】麻薬、譲渡確認書※

※様式は厚生労働省通知(2007年8月13日 薬食監麻発第0813005号)を参照

(2) 必要書類の保存期間

交付日から2年間保存します。

(3) 許可申請の制限

同時期に2以上の譲渡許可申請を行うことは認められません(図3)。

4. その他の留意事項

前述の説明のほか、厚生労働省の局長通知および課長通知において、いくつかの留意事項が示されています。ここでは詳細な内容は割愛しますが、以下、主な

項目について紹介しておきます。

(1) 麻薬帳簿

許可業者間における麻薬の譲渡・譲受についても、通常の麻薬の場合と同様に、麻薬帳簿へ記載しなければなりません。また、その際には、備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載します。

(2) 届出

許可業者間における麻薬の譲渡・譲受についても、通常の麻薬の場合と同様に、毎年11月30日までに、その品名と数量を都道府県知事に届出しなければなりません。

(3) 麻薬交付の場所、運搬

麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所にする必要があります。また、運搬については、それぞれの管理薬剤師またはその管理下の従事者が行うとともに、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、その内容を直接確認しなければなりません。

配送業者や麻薬卸売業者などが行うことのないよう十分注意してください。

(4) 譲渡許可の有効期間

譲渡許可の有効期間は、「許可の日」から「その日の属する年の12月31日」(または、期間を限定して許可をした場合は、当該最後日のいずれか早い方)までとなります。



#### (5) 譲渡許可の変更届

譲渡許可の有効期間内に、いずれかの許可業者の届出内容に変更(麻薬小売業者の免許失効, 名称変更, 住所変更など)が生じた場合には, 地方厚生(支)局長あてに, 許可業者が共同で変更届を提出しなければなりません。

#### (6) 手数料

本件については, 手数料は発生しません。

**Q** 普段から数種類の医薬品を一包化している患者の処方せんに, 数日分の臨時処方追加されていました。通常処方と臨時処方の医薬品を一包化しようと思いましたが, 患者に確認したところ, 処方医からは, 臨時処方の医薬品は症状に応じて調整して服用するよう指示されているとのことでした。そのため, 患者が飲み誤らず安全に服用できるよう, 通常処方と臨時処方は別々に一包化したうえで投与しました

が, このような場合でも, 一包化薬を算定することはできるのでしょうか。  
(匿名希望)

**A** 一包化薬を算定できます。  
一包化薬は, 多種類の医薬品が投与されている患者について, 飲み忘れや飲み誤りの防止, または, 直接の被包から取り出して服用することが困難な場合の配慮を目的とした点数ですが, 「服薬における安全性の確保の観点等」の理由であれば, それぞれ別々に一包化して投与した場合であっても一包化薬を算定することができます(ただし, 一包化薬としては, 処方せん受け付け1回につき1回のみ算定可)。

ただし, 別々に一包化して調剤しても, 本来の目的は達成しなければなりません。患者の飲み忘れや飲み誤りなどが生じないように, 十分工夫することを心がけてください。

